

令和 2 年度立川市特別会計国民健康保険事業補正予算（第 3 号）

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定による。

令和 2 年度立川市特別会計 国民健康保険事業補正予算(第 3 号)

令和 2 年度立川市の特別会計国民健康保険事業の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,600 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,552,588 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5.繰 入 金		1,731,564	3,600	1,735,164
	1.繰 入 金	1,731,564	3,600	1,735,164
歳 入 合 計		16,548,988	3,600	16,552,588

歳 出 (単位：千円)				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1.総 務 費		236,265	3,600	239,865
	1.総 務 管 理 費	209,656	3,600	213,256
歳 出 合 計		16,548,988	3,600	16,552,588

令和 2 年度立川市特別会計

国民健康保険事業補正予算事項別明細書(第 3 号)

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	3,811,893		3,811,893
2. 使用料及び手数料	33		33
3. 国庫支出金	4,228		4,228
4. 都支出金	10,954,395		10,954,395
5. 繰入金	1,731,564	3,600	1,735,164
6. 繰越金	1		1
7. 諸収入	46,874		46,874
歳入合計	16,548,988	3,600	16,552,588

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国都支出金	地方債	その他	
1. 総務費	236,265	3,600	239,865				3,600
2. 保険給付費	10,820,594		10,820,594				
3. 国民健康保険事業費納付金	5,248,709		5,248,709				
4. 共同事業拠出金	3		3				
5. 保健事業費	180,296		180,296				
6. 諸支出金	60,121		60,121				
7. 予備費	3,000		3,000				
歳出合計	16,548,988	3,600	16,552,588				3,600

款 (5) 繰入金
項 (1) 繰入金

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 繰 入 金	1,731,564	3,600	1,735,164		
1 繰 入 金	1,731,564	3,600	1,735,164		
1 繰 入 金	1,731,564	3,600	1,735,164	2 職 員 給 与 費 等 繰 入 金	3,600
歳 入 合 計	16,548,988	3,600	16,552,588		

説	明

特別会計国民健康保険事業

3. 歳 出
款（1）総務費
項（1）総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	節	
					区 分	金 額
1 総 務 費	236,265	3,600	239,865	一般財源 3,600		
1 総 務 管 理 費	209,656	3,600	213,256	一般財源 3,600		
1 一般管理費	205,038	3,600	208,638	一般財源 3,600	2 給 料	1,800
					3 職員手当等	200
					4 共 済 費	1,600
歳 出 合 計	16,548,988	3,600	16,552,588			

(単位：千円)

説 明	
1 人事管理 【人事課】 3,600	
(特定財源 0 一般財源 3,600)	
2 一般職給	1,800
3 地域手当	200
4 共済組合負担金	1,600

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数 (人)		給 与 費 (千円)				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
	一般職員	会計年度 任用職員	報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	21	4	13,673	76,317	59,100	149,090	29,652	178,742	
補正前	21	4	13,673	74,517	58,900	147,090	28,052	175,142	
比 較	0	0	0	1,800	200	2,000	1,600	3,600	

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地 域 手 当 (千 円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千 円)	管 理 職 手 当 (千 円)	期 末 手 当 (千 円)	勤 勉 手 当 (千 円)	通 勤 手 当 (千 円)	住 居 手 当 (千 円)
	補 正 後	2,028	9,501	7,982	960	20,845	15,256	1,952	576
	補 正 前	2,028	9,301	7,982	960	20,845	15,256	1,952	576
	比 較	0	200	0	0	0	0	0	0

※会計年度任用職員数は月給制職員のみ記載

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,800	給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分		
		昇 給 に 伴 う 増 加 分		
		そ の 他 の 増 減 分	1,800	
職員手当	200	制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分		
		そ の 他 の 増 減 分	200	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
2年12月1日 現 在	平均給料月額 (円)	306,600	————	————	245,500	————
	平均給与月額 (円)	371,709	————	————	260,592	————
	平 均 年 齢 (歳)	41.9	————	————	33.1	————
2年1月1日 現 在	平均給料月額 (円)	293,800	————	————	248,800	————
	平均給与月額 (円)	356,351	————	————	266,070	————
	平 均 年 齢 (歳)	39.5	————	————	35.3	————

イ 初 任 給

区 分		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
高 校 卒 程 度	立 川 市	145,600	————	————	————	————
大 学 卒 程 度	立 川 市	183,700	————	————	176,100	————
高 校 卒 程 度	国	150,600	————	————	————	————
大 学 卒 程 度	国	186,700	————	————	212,600	————

ウ 級別職員数

区 分	一 般 行 政 職			税 務 職			薬 剤 ・ 医 療 職			看 護 ・ 保 健 職			技 能 労 務 職		
	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)	級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
2 年 12月 1 日現在	5 級			5 級			5 級			5 級					
	4 級	1	5.0	4 級			4 級			4 級					
	3 級	3	15.0	3 級			3 級			3 級					
	2 級	8	40.0	2 級			2 級			2 級			2 級		
	1 級	8	40.0	1 級			1 級			1 級	1	100.0	1 級		
	計	20	100.0	計			計			計	1	100.0	計		
2 年 1 月 1 日現在	5 級			5 級			5 級			5 級					
	4 級	1	5.0	4 級			4 級			4 級					
	3 級	3	15.0	3 級			3 級			3 級					
	2 級	7	35.0	2 級			2 級			2 級			2 級		
	1 級	9	45.0	1 級			1 級			1 級	1	100.0	1 級		
	計	20	100.0	計			計			計	1	100.0	計		

(級別の基準となる職務)

区 分	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
技能労務職以外の職種	参 事 (部長・部長相当職)	参 事 (課長・課長相当職)	主 事 (係長・係長相当職)	主 事 (主 任 職)	主 事 (そ の 他 の 職)

区 分	2 級	1 級
技能労務職	主 事 (主 任 職)	主 事 (そ の 他 の 職)

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種				
			一 般 行政職	税務職	薬剤・ 医療職	看護・ 保健職	技 能 労務職
補 正 後	職 員 数 (A)(人)						
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)						
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)					
		2 号 給 (人)					
		3 号 給 (人)					
		4 号 給 (人)					
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)					
		7 号 給 (人)					
		8 号 給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)						
補 正 前	職 員 数 (A)(人)	21	20			1	
	昇 給 に 係 る 職 員 数 (B)(人)	18	17			1	
	号 給 数 別 内 訳	1 号 給 (人)					
		2 号 給 (人)					
		3 号 給 (人)					
		4 号 給 (人)	18	17		1	
		5 号 給 (人)					
		6 号 給 (人)					
		7 号 給 (人)					
		8 号 給 (人)					
	比 率 (B)／(A) (%)		85.7	85.0		100.0	

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職 務 の 級 等 による加算措置	備 考
	6 月(月分)	12 月(月分)			
補 正 後	2.325 (1.225)	2.225 (1.175)	4.55 (2.40)	有	【算定基礎】給料・扶養手当・地域手当・役職加算 ※ただし、勤勉手当の算定基礎に扶養手当は含めない。
補 正 前	2.325 (1.225)	2.325 (1.225)	4.65 (2.45)	有	
国 の 制 度	2.250 (1.175)	2.200 (1.175)	4.45 (2.35)	有	【算定基礎】給料・扶養手当・地域手当・役職加算・管理職加算 ※ただし、勤勉手当の算定基礎に扶養手当は含めない。

※ () 内は、再任用職員分

カ 定年退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支 給 率 等	23.0	30.5	43.0	43.0	定年前早期退職 特例措置 (2%～20%)加算	
国 の 制 度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職 特例措置 (2%～45%)加算	

キ 地域手当

支 給 対 象 地 域	支 給 率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に 基づく支給率(%)
市 内 全 域	12	21	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種				
		一般行政職	税 務 職	薬剤・医療職	看護・保健職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)						
支給対象職員の比率(%) (2年12月1日現在)						
代表的な特殊勤務手当 の名称	支給額順					
	対象職員順					

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	異 な る	国に比べ、16才～22才の子への加算額で1,000円、子で1,000円低い。 課長職以外については、配偶者で500円、その他で500円低い。課長職 については、配偶者で3,500円、その他で3,500円低い。部長職は不支 給。
住 居 手 当	異 な る	国は家賃支払者に上限28,000円を支給。 市は借家・借間に居住する生計中心者(管理職を除く)に限り12,000円 を支給。
通 勤 手 当	異 な る	国も市も、交通機関等利用者は運賃等相当額を支給、交通用具使用者 は距離に応じ支給(国は2,000円～31,600円、市は2,600円～15,000 円)。 交通機関等利用者及び交通機関等と交通用具の併用者の支給限度額は1 か月当たり55,000円。